

苦情処理措置および紛争解決措置について

宇都宮農業協同組合

苦情処理措置の概要

令和6年4月1日現在

当組合では、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当組合に関するご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて組合内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客様のお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客様にご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当組合経営陣に報告するとともに、組合内において情報共有化を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

まずは、当組合の窓口へお申し出ください。

本所リスク統括部	028-625-3381	城山支所	028-652-0711
北部営農経済センター	028-665-0550	北部支所	028-665-0003
南部営農経済センター	028-656-8484	豊郷支所	028-624-8011
上河内営農経済センター	028-674-2164	清原支所	028-667-0151
上三川営農経済センター	0285-55-1511	姿川支所	028-658-6881
中央支所	028-633-3467	上河内支所	028-674-3333
宝木出張所	028-622-6111	河内支所	028-673-3135
平石支所	028-661-4311	南河内支所	0285-48-2211
南部支所	028-656-1020	上三川支所	0285-55-1510

- 4 JAバンクに関するご相談・苦情をJAバンク相談所でも、JA共済に関するご相談・苦情を全共連が設置・運営するJA共済相談受付センターでもお受けしております。

JAバンク相談所

[一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内]

電話番号 03-6837-1359

受付時間 9:00~17:00 (金融機関休業日を除きます)

JA共済相談受付センター (JA共済連 全国本部)

電話番号 0120-536-093

電話番号 0120-167-100 (ご高齢者専用ダイヤル)

「ご高齢者専用ダイヤル」とは、直接オペレーターにつながり、ご高齢者の方にも、よりわかりやすく、丁寧に対応させていただく番号サービスです。

受付時間: 9:00~18:00 (月~金曜日)、9:00~17:00 (土曜日)

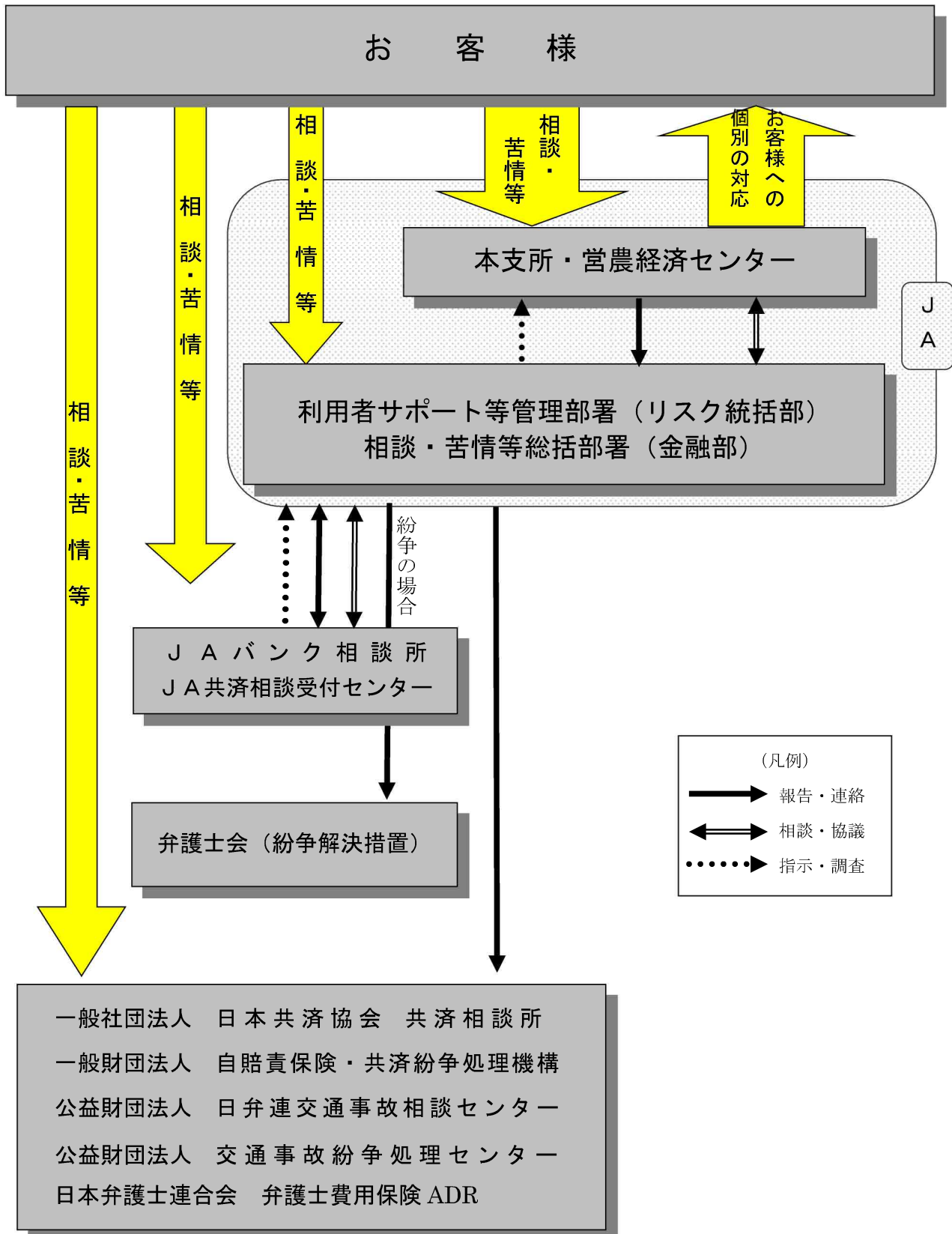
※日曜日、祝日および12月29日~1月3日を除きます。

※メンテナンス等により予告なく変更する場合があります。

※電話番号は、おかけ間違いのないようご注意ください。

苦情等受付・対応態勢（令和6年4月1日現在）

当組合は、下図のような態勢でお客様からの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用します。



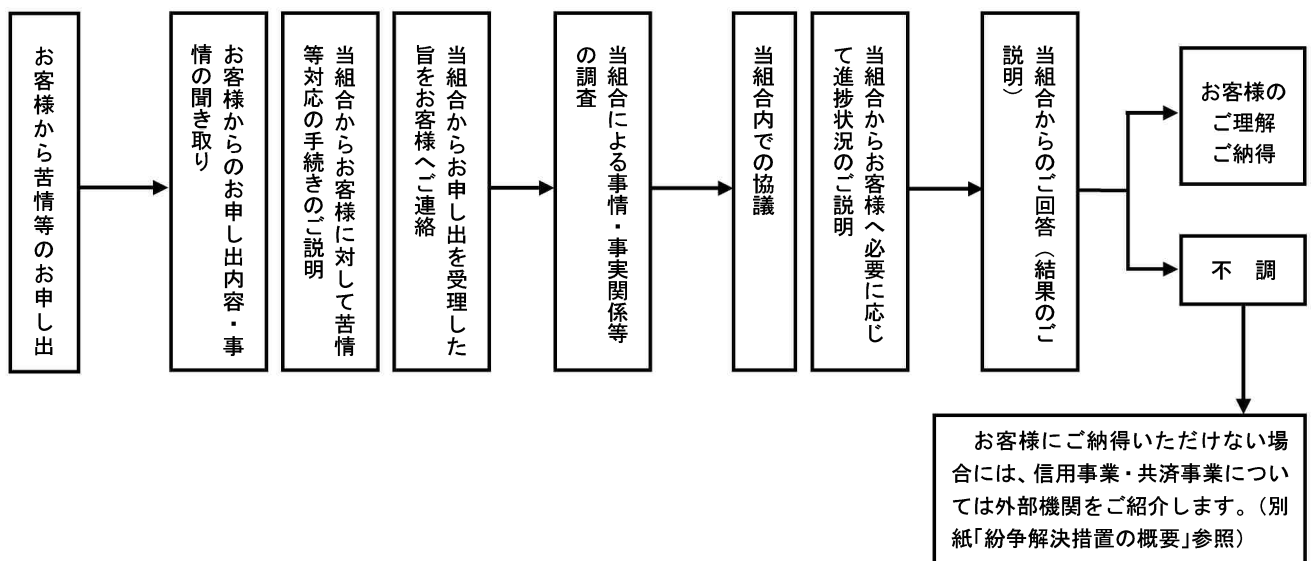
お客様からのご相談・苦情等に対する対応について

[当組合の内部規則（苦情等対応要領）の概要]

宇都宮農業協同組合

- 1 お客様からのご相談・苦情等については、当組合の本支所・営農経済センター等で受け付け、原則として当該ご相談・苦情等にかかる業務を担当する相談・苦情等対応担当者が対応します。
ただし、ご相談・苦情等の内容や状況に応じて、窓口担当者が対応することがあります。
- 2 当組合は、ご相談・苦情等のお申し出があった場合、これを誠実に受け付け、当該ご相談・苦情等にかかる事情・事実関係等を調査するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、ご相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 3 ご相談・苦情等の受付・対応にあたっては、迅速かつ適切に対応するとともに、お客様からお申し出の内容・事情等を充分お聞きする等により、可能な限りお客様のご理解とご納得をいただいて解決することを目指します。
- 4 ご相談・苦情等の内容やお客様のご要望等に応じ、お客様に適切な外部機関（金融ADR制度において当組合が紛争解決措置として利用している弁護士会仲裁センター等を含む。）をご紹介しますとともに、その標準的な手続の概要等の情報をご提供いたします。
- 5 外部機関において苦情等対応に関する手続が係属している間であっても、必要に応じ、一般的な資料のご提供やご説明等をお客様に対して行います。

[標準的な手続の流れ]



紛争解決措置の概要

令和6年4月1日現在

苦情などのお申し出については、当組合が対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、次によります。

- ※ 当組合は外部機関の紛争解決手続係属中も、お客様に、必要に応じて資料のご提供やご説明を行います。
- ※ 外部機関による紛争解決については、訴訟になる場合があります。

1. 信用事業

J Aバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

弁護士会 仲裁センター

弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、あっせんまたは仲裁により紛争解決業務を行います。

J Aバンク相談所は、弁護士会等と提携しており、お客様はJ Aバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。

なお、手続の詳細は、前述のJ Aバンク相談所（03-6837-1359）にお尋ねください。

2. 共済事業

次の外部機関をご紹介します。

- ①一般社団法人 日本共済協会 共済相談所
- ②一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構
- ③公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
- ④公益財団法人 交通事故紛争処理センター
- ⑤日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

※弁護士費用保障特約における共済金の支払有無・支払額等に関して、万一にもご納得いただけなかったときのための裁判外紛争解決機関として「日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR」が設置されています。この機関では、保険会社等が推薦する保険精通者、学識経験者および弁護士からなる裁定委員が、公正な立場から紛争解決手続（和解斡旋手続・裁定手続）および見解表明手続を行っています。

※ 連絡先（住所・電話番号）につきましてはホームページをご覧ください。

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>